

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
道路構造規格 小委員会委員	糸島史浩 大友 陵 落合孝朗 掛井孝俊 小林 寛 小林 侑 三條憲一 関谷浩孝 高見泰彦 田中良寛 中屋正浩 根津佳樹 野津隆太 野村和嗣 藤浪武志 森 健二 横地和彦 横山朋弘 渡邊良一	糸島史浩 大友 陵 落合孝朗 掛井孝俊 小林 寛 小林 侑 三條憲一 関谷浩孝 高見泰彦 田中良寛 中川拓真 中屋正浩 根津佳樹 野津隆太 野村和嗣 藤浪武志 森 健二 横地和彦 横山朋弘 渡邊良一	脱字「中川拓真」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P1	令和2年11月25日 政令 第329号	令和2年11月20日 政令 第329号	「11月25日」→ 「11月20日」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P78 図1-9 左上テキストボックス内	広がり確保し、	広がり確保し、	「広がり確保し、」 → 「広がり確保し、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P92	図2-8 乗降しやすい路面電車停留所の構造の例	図2-8 乗降しやすい路面電車停留場の構造の例	「路面電車停留所」 →「路面電車停留場」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P101 2-2-4c.解説	歩道等について、高齢者や障害者にとっても安全で使いやすいバリアフリーに対応した道路構造にするため、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第106号)」に定められている歩道等の構造基準に適合する構造とする必要がある。	歩道等について、高齢者や障害者にとっても安全で使いやすいバリアフリーに対応した道路構造にするため、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)」に定められている歩道等の構造基準に適合する構造とする必要がある。	「第106号」 →「第116号」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P111 3-1-3 b.解説	付加追越車線についてはⅢ.2-1(P191)を、分離片側1車線道路の車両停車時のすれ違いについてはⅢ.2-5(P228)をそれぞれ参照するとよい。	付加追越車線についてはⅢ.2-4(P223)を、分離片側1車線道路の車両停車時のすれ違いについてはⅢ.2-5(P228)をそれぞれ参照するとよい。	「Ⅲ.2-1(P191)」→ 「Ⅲ.2-4(P223)」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P118 図3-12(b)	■待避所設置(大型車の離合も可能に)	■待避所設置(大型車のすれ違いも可能に)	「離合」→「すれ違い」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P123 図3-16(a)	道央自動車道	E5道央自動車道	脱字「E5」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
P179 表1-9 EU指令の総重量(単車、3軸)の欄	2.60 2.50	26.0 25.0	小数点の位置間違い。	①2023.02.15掲載 ②第3刷りで修正済
P197 2-2車道及び車線	上枠部が閉じている	枠を閉じない		①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P245	(1)自転車通行帯、自転車道、自転車歩行者道	(1)自転車通行帯、自転車道、自転車歩行者道	「自転車通行帯、自転車道、自転車歩行者道」→ 「自転車通行帯、自転車道、自転車歩行者道」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P259 2-7-3(3)自転車道	道路構造令第10条第3項に規定する幅員は、自転車道の単位幅として自転車1台の占有幅1.0mを基準とし、自転車どうしのすれ違い、追越しを考慮して2.0mとしたものである(Ⅲ.1-6-3参照)。	道路構造令第10条第3項に規定する幅員は、自転車道の単位幅として自転車1台の占有幅1.0mを基準とし、自転車どうしのすれ違い、追越しを考慮して2.0mとしたものである(Ⅲ.1-6-4参照)。	「Ⅲ.1-6-3」 →「Ⅲ.1-6-4」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P260 2-7-3(4)自転車歩行者道	道路構造令第10条の第2項に規定する幅員は、歩行者と少数の自転車が混在して通行する場合を想定し、歩行者交通量が多い道路の4mについては、車いす(占有幅1.0m)2台と自転車(占有幅1.0m)2台のすれ違いや追越しが可能となるように定めたものである(Ⅲ.1-6-3参照)。	道路構造令第10条の第2項に規定する幅員は、歩行者と少数の自転車が混在して通行する場合を想定し、歩行者交通量が多い道路の4mについては、車いす(占有幅1.0m)2台と自転車(占有幅1.0m)2台のすれ違いや追越しが可能となるように定めたものである(Ⅲ.1-6-4参照)。	「Ⅲ.1-6-3」 →「Ⅲ.1-6-4」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
P261 2-7-3(5)歩道	道路構造令第11条第3項に規定する幅員は、歩行者の交通量が多い道路の3.5mについては、車いす(占有幅1.0m)2台と歩行者(占有幅0.75m)2人のすれ違いが可能となるように、その他の道路の2mについては車いすどうしのすれ違いが可能となるように定めたものである(Ⅲ.1-6-3参照)。	道路構造令第11条第3項に規定する幅員は、歩行者の交通量が多い道路の3.5mについては、車いす(占有幅1.0m)2台と歩行者(占有幅0.75m)2人のすれ違いが可能となるように、その他の道路の2mについては車いすどうしのすれ違いが可能となるように定めたものである(Ⅲ.1-6-4参照)。	「Ⅲ.1-6-3」 →「Ⅲ.1-6-4」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P266 2-7-4(b)歩道等の縦断勾配	また、マウントアップ形式で細街路との交差部における横断歩道等においては、交差する細街路にハンプ構造を採用することが可能な場合、横断歩道をハンプ構造を兼ねた構造であるスムーズ横断歩道を採用することが望ましい(図2-26)。	また、マウントアップ形式で細街路との交差部における横断歩道等においては、交差する細街路にハンプ構造を採用することが可能な場合、横断歩道をハンプ構造を兼ねた構造であるスムーズ横断歩道を採用することが望ましい(図2-35)。	「図2-26」 →「図2-35」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P271 2-7-7(3)c.解説	歩道等について、高齢者や障害者にとっても安全で使いやすいバリアフリーに対応した道路構造にするため、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第106号)」に定められている歩道等の構造基準に適合する構造とする必要がある。	歩道等について、高齢者や障害者にとっても安全で使いやすいバリアフリーに対応した道路構造にするため、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)」に定められている歩道等の構造基準に適合する構造とする必要がある。	「第106号」 →「第116号」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P286 2-9-3(1)概説	幅員は図2-33に示すように縁石も含めた幅員である。	幅員は図2-42に示すように縁石も含めた幅員である。	「図2-33」 →「図2-42」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P304 2-12-4(7) 図2-52	路肩 ^{注)}	路肩 ^{注)} 注)さく等を路肩内に設置する場合の路肩の幅員は、さく等を設けるのに必要な幅員を加えた値とする。	注)の説明がない	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P317 3-1-1(3)	(3)道路構造および付属施設との連携	(3)道路構造および付属施設との連携	「付属」 →「付属」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
P330 3-1-4(3)b.	むしろ視線誘導的には平面曲線の方が縦断曲線より長めであるべきことを考えると、結局、平面、縦断両曲線(凸凹とも)を重ね合わせ、かつ平面曲線を縦断曲線よりいくぶん長めにして、縦断曲線を包み込むような位置にすることが最もよいといえる。	むしろ視線誘導的には平面曲線の方が縦断曲線より長めであるべきことを考えると、結局、平面、縦断両曲線(凹凸とも)を重ね合わせ、かつ平面曲線を縦断曲線よりいくぶん長めにして、縦断曲線を包み込むような位置にすることが最もよいといえる。	「凸凹とも」→ 「凹凸とも」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P355 3-4-1(2)	曲線部の通過時間を6sとして	曲線部の通過時間を6秒として	「6s」→ 「6秒」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P368 3-5-3(5)6行目	第3種道路の場合について、 <u>曲線半径</u>	(5)6行目 第3種道路の場合について、 <u>曲線半径</u>	「場合について、」→ 「場合について、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P369 3-5-3(5)1行目	線形の組合せを行い、 <u>曲線部の</u>	線形の組合せを行い、 <u>曲線部の</u>	「行い、」→ 「行い、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P461 ②凹型縦断曲線長⑦5行目	<u>△</u> を%で表すと、	<u>△</u> を%で表すと、	「 <u>△</u> を%で表すと、」→ 「 <u>△</u> を%で表すと、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P524 4-7-1概説	「ラウンドアバウトマニュアル」(一社)交通工学研究会を参考にするとよい。	「ラウンドアバウトマニュアル」((一社)交通工学研究会)を参考にするとよい。	(一社)交通工学研究会 →((一社)交通工学研究会)	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P527 図4-33 左折の交差角度に関するテキストボックス内	場合において、 <u>△</u>	場合において、 <u>△</u>	「場合において、」→ 「場合において、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
P527 図4-33	※分離島については、	※分離島については、	「分離島については、」→ 「分離島については、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P528 4-8 二段階横断施設	4-8 二段階横断施設		文字サイズの修正	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P537 上から2行目	強いので、本線側については、	強いので、本線側については、	「強いので、」→ 「強いので、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P552 b.の最下段	分類し、その代表例を示す。	分類し、その代表例を示す。	「分類し、」→ 「分類し、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P569 (4)ランプの幾何構造	下部枠が閉じている	枠を閉じない		①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P573 (4)ランプの幾何構造	上部枠が閉じている	枠を閉じない		①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P587	軌跡が車線幅内に収まることを確認している。	軌跡が車線幅内に収まることを確認する必要がある。	「確認している。」→ 「確認する必要がある。」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P607 5-4-5 インターチェンジにおける安全対策	5-4-5 インターチェンジにおける安全対策		文字サイズを修正	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P610 最下段	併設したり、副道を設けたり	併設したり、副道を設けたり	「併設したり、」→ 「併設したり、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済

道路構造令の解説と運用 令和3年3月 正誤表

ページなど	誤	正	備考	摘要
P619 7-1-2自転車 専用道路等の 幅員と建築限 界	自転車に乗った人の通行空間は、幅1.0m、高さ2.25mである。幅の1.0mは、ハンドル幅0.6mと両側の横ゆれに対する余裕の $0.2 \times 2 = 0.4\text{m}$ の和である(Ⅲ.1-6-3の図1-19、図1-20)。	自転車に乗った人の通行空間は、幅1.0m、高さ2.25mである。幅の1.0mは、ハンドル幅0.6mと両側の横ゆれに対する余裕の $0.2 \times 2 = 0.4\text{m}$ の和である(Ⅲ.1-6-4の図1-20、図1-21)。	「Ⅲ.1-6-3の図1-19、図1-20」 →「Ⅲ.1-6-4の図1-20、図1-21」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P634 vi)ライジング ボラード1行目	目的とし、	目的とし、	「目的とし、」→ 「目的とし、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P659 (2) iv)	必ずしも交差点、	必ずしも交差点、	「交差点、」→ 「交差点、」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P673 表9-1 45° 評価	交差式にすれば1台当たりの駐車所要面積は少なくなるが、A型(図9-7(c))では、整然として駐車が行われないかぎり有効性を著しくおとすおそれがある。	交差式にすれば1台当たりの駐車所要面積は少なくなるが、A型(図9-9(c))では、整然として駐車が行われないかぎり有効性を著しくおとすおそれがある。	「図9-7(c)」 →「図9-9(c)」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P674 表9-2	図9-7における対象記号	図9-9における対象記号	「図9-7」 →「図9-9」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P690	すりつけ長は、 <u>中央自動車道</u> で	すりつけ長は、 <u>E20中央道</u> で	「中央自動車道」→ 「E20中央道」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P693 図9-23	図9-23 特定車両停留施設の対象施設		文字サイズを修正	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済
P720 73.	Highway Capacity Manual <u>2016</u>	Highway Capacity Manual <u>6th Edition</u>	「2016」→ 「6th Edition」	①2021.06.24掲載 ②第2刷りで修正済